

## あさひ園 PTA 保護者会慶弔規定

第1条 この規定はあさひ園 PTA、保護者会会員および在職中の職員に適用する。

第2条 慶賀の意を表す場合には、当園在職中の職員に下記の金額を贈る。

- (イ)結婚祝 3,000 円
- (ロ)出産祝 3,000 円(第1子のみ)

第3条 慶弔を表す場合には、当園在職中の職員に下記の金額を贈る。

- (イ)職員死亡の場合 5,000 円
- (ロ)配偶者の場 3,000 円
- (ハ)職員の父母の場合 3,000 円
- (ニ)子どもの場合 3,000 円

第4条 見舞の意を表す場合には、当園在職中の職員に下記の金額を贈る。

- (イ)一週間以上入院の場合 2,000 円程度の見舞

第5条 園児の見舞の意を表す場合には、下記の金額を贈る。

- (イ)一週間以上入院の場合 1,500 円程度の見舞

第6条 会員の慶弔金は下記による。

- (イ)会員死亡の場合 5,000 円
- (ロ)園児死亡の場合 5,000 円

第7条 会葬する場合には下記の規定による。

- (イ)会員および園児の場合には会長(副会長)ならびに園関係職員が会葬する。
- (ロ)委員の場合、上記以外、クラス委員が会葬する。
- (ハ)職員および職員の家族の場合は、会長ならびに職員が会葬する。  
(上記に関して金品の返礼は一切しない。)

### 附 則

この規定は平成 21 年 4 月 21 日より施行する。

この規定は平成 22 年 4 月 21 日より施行する。

この規定は令和 3 年 4 月 22 日より施行する。